

平成 25 年 4 月 1 日

アクレードテクノ株式会社 検査依頼細則

- 第 1 アクレードテクノ株式会社は、ウリ科果実汚斑細菌病による汚染種子、および育苗培土の汚染検査を受託する。
- 第 2 検査依頼者は、別記様式の検査依頼書を提出して依頼を行うものとする。
- 第 3 種子検査について提供する試料の数量は、依頼者が任意に抽出した 10,000 粒とする。ただし検査対象ロットの全体が 10,000 粒に満たない場合、または販売に影響を来す程度に少ない場合は、全種子量の 10%を供試する。
- 第 4 土壌検査に提供する試料は、育苗に使用するものを検体とする。試料の数量は依頼時に協議する。
- 第 5 種子ロットに施した処理によって判定に影響を受ける可能性があるため、種子に処理を施している場合、検査依頼者は処理の種類と使用薬剤を依頼時に明らかにする。
- 第 6 第 3 および 4 に関する検体の送料は検査依頼者が負担する。
- 第 7 アクレードテクノ株式会社は、検査した検体の検査証明書を発行する。
- 第 8 前項の検査証明書は、検体のロットのみについて有効であり、また当該ロット全体の検査結果を保証するものではない。
- 第 9 検査依頼者はアクレードテクノ株式会社が発行する検査証明書及び請求書の発行月末締めにて翌月末日までに検査手数料を支払うものとする。但し、アクレードテクノ株式会社が別途期限を設ける場合はこの限りではない。
- 第 10 検査手数料の支払いは振込みとし、振込先はアクレードテクノ株式会社が送付する請求書に記載する口座とする。なお振込手数料は検査依頼者の負担とする。
- 第 11 アクレードテクノ株式会社が行う依頼検査の技術マニュアルは、別添のとおりとする。